

岡山県沈船処理支援事業

(沈船の処理に係る費用の一部を補助します)

令和7年度限り

秩序ある水辺空間の創出に向けて、沈船の処理を促進することで、係留環境の向上及び船舶の増加に対応可能な水域を確保します。

放置等禁止区域において、みだりに船舶を捨て、又は放置する事が禁止され、違反した場合、法令や条例に基づく罰則等が適用される場合があります。

【補助対象者】 次の全てを満たす船舶（事業用の船舶を除く。）の所有者

- ・ 県管理水域内等（県が管理する河川、港湾、漁港の公共水域及び公共海岸、普通海域、児島湖面その周辺の陸域）の放置等禁止区域に存する沈船※
- ・ 令和7年4月1日から6月30日までの間に県担当者の立会により沈船と確認され、FRP船リサイクルシステムを利用し廃船処理された船舶

※沈船：船舶の喫水以上の潮位において海底に着底し、船舶の全部又は一部が水没する船舶

（水没が写真等で確認できる、又は船体に水没の形跡が認められる船舶を含む）

※補助金交付申請の締め切りは令和8年3月2日（必着）です

【補助対象の経費】

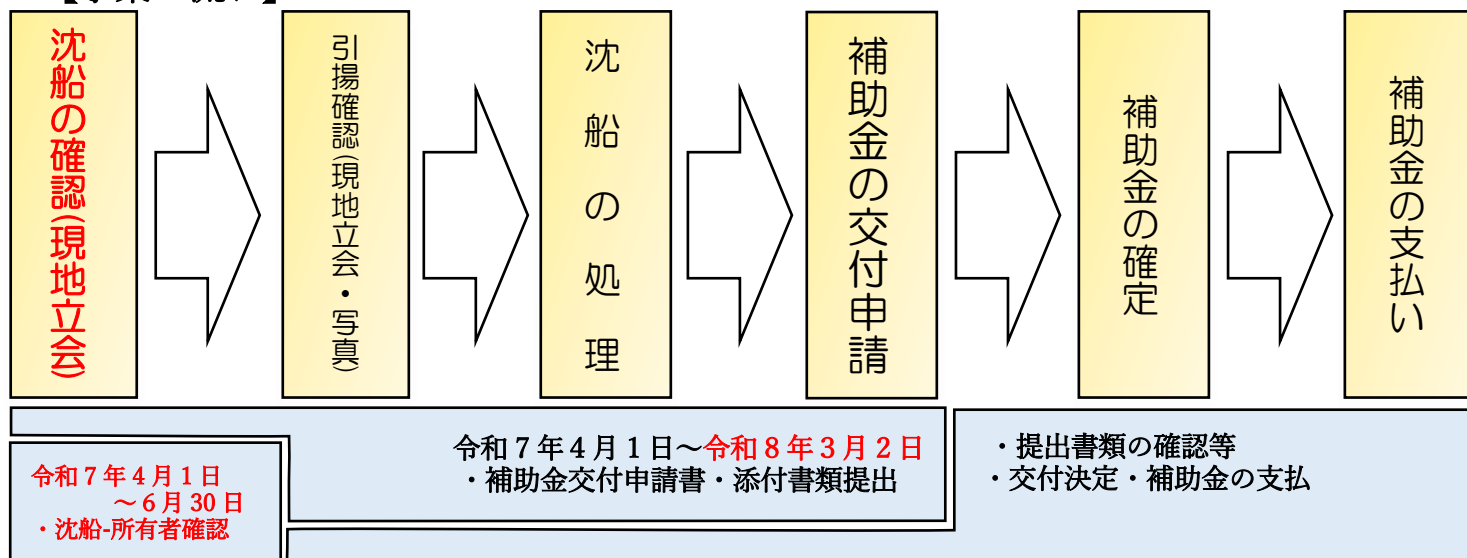
- ・ FRP船リサイクルシステムを利用する際の①リサイクル料金、②運賃料金、③その他料金（見積・諸費用、曳船費・一次運送費、上架費、引取前清掃費、一時保管費、立会費）

【補助金の内容】

- ・ 補助対象の経費の1／3以内で、1隻当たり上限10万円で補助します。

※交付額が予算の上限に達した場合、補助金交付申請の受付を終了します。

【事業の流れ】



注】FRP船は、FRP船リサイクルシステムにより適正な処理が必要です。処理の手順や費用については、（一）日本マリン事業協会の登録販売店（委託マリナー）にお問い合わせください。（裏面参照）

問い合わせ先：岡山県土木部港湾課計画振興班 所在地：岡山市北区内山下 2-4-6
TEL:086-226-7486 E-mail:kowan@pref.okayama.lg.jp

令和7年度(期間：2025.4.1～2026.3.31) FRP船リサイクルシステム(廃船処理)のご案内

不要になったFRP船の廃船処理は、ご相談・ご用命ください。

FRP船リサイクルシステムは適正処理でFRP船を再資源化
本システムでFRP材は、セメントの原料&燃料として活用されます。

- ◆処理できる船：FRP船、軽合金とFRPの複合船、FRPコーティングの木造船を本システムで処理します。
- ◆処理できない船：カーボン繊維使用艇、ケブラー繊維使用艇、ABS材使用艇は本システムの対象外です。
- ◆官公庁様へ：自ら廃棄するFRP船を排出する場合は、FRP船リサイクルセンターに一報頂き、認定者の(一社)日本マリン事業協会と契約を締結させていただきます。(登録販売店は認定者ではありません)

FRP船リサイクルシステムについてのQ&A

Q どこで相談・受付をしてくれるの？

A ● 下記マークのあるお店で相談・受付します。

《相談窓口》 《相談・見積と申込》



Q 見積を依頼するために用意するものは？

- A ● 氏名・住所・電話番号のご本人確認のため、免許証・住民票などが必要です。
● 艇のメーカー・船種・船舶全長・検査番号の確認のため、検査手帳などが必要です。

Q 船をいつ引き取るの？

- A ● 受付後、「FRP船リサイクル連絡票」にてご連絡いたします。
運搬を依頼した場合は、引き取り時に立ち会いをお願い致します。

Q FRP船リサイクルにかかる費用は？

- A ● 下記の事項の費用が必要になります。
詳しくは、申込先(登録販売店)にご確認ください。

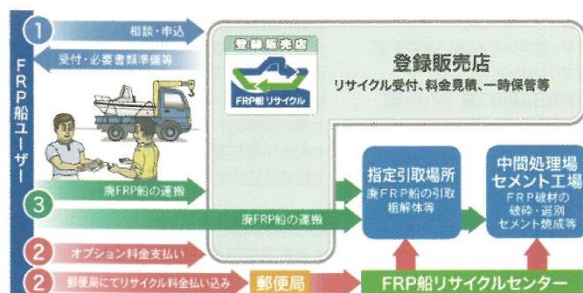
FRP船リサイクル総費用(イ)+(ロ)

(イ) 当センター宛てに郵便局で払い込み頂く費用

- ・リサイクル料金
(粗解体・分別からセメントでの最終処分までの費用)
- ・運搬料金
(引取前清掃完了場所から指定引取場所までの運送費)
(必要によって積込みクレーン費や車両からの下架費)

(ロ) 申込先(登録販売店)にお支払い頂く費用

- ・見積・事務代行料等
- ・保管場所から引取前清掃する場所までの一時運送費や一時保管費
- ・引取前清掃費、その他費用



Q 抹消登録はできるの？

- A ● 日本小型船舶検査機構に抹消申請書を提出するときに当センターから発給される「管理票 A 票」の写しと「FRP船リサイクルシステム利用及び船体引渡証明書」を添付します。
解撤したことを証明した書面として受理頂けます。
● 登録抹消その他必要な法的手続き等は、ユーザー皆様の責任のもとで行なっていただきます。

Q FRP船リサイクルに排出する基準は？

- A ● 以下の事項が満たさなければなりません。
- ・船の材質は、FRP船、軽合金とFRPの複合船、FRPコーティングの木造船を対象としています。
 - ・切断した船体やカーボン繊維使用艇、ケブラー繊維使用艇、ABS材使用艇は対象外です。
 - ・引取前清掃の基準を満たしていなければなりません。
 - 工具を使用する引取前清掃作業は、以下の事項
 - ① 船底のカキ・フジツボ落とし
 - ② 燃料・機関オイル・クーラント抜き
 - ③ バッテリーの撤去
 - 注) エンジンや金物は、取り付けられた状態で受け取りします。
 - その他は、手で降ろせる全てのものの撤去(備品、フェンダー、ロープ等)
 - 一般ごみがある場合は、引き取りできません。

Q FRP船リサイクルの流れは？

- A ● 下記を参照してください。

